

各事業所管理者様

愛知県健康福祉部高齢福祉課
介護保険指定・指導グループ

居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算及び特定事業所加算について

1 特定事業所集中減算について

介護保険最新情報 Vol.457 のQ&A 問183において、平成27年4月1日から特定事業所集中減算に該当する事業所については、体制等状況一覧表を提出することとされていますが、愛知県では、平成27年4月1日から特定事業所集中減算に該当する事業所であっても、既に特定事業所集中減算届出書を提出している事業所においては、体制等状況一覧表の提出は不要とします。

ただし、平成27年度特定事業所集中減算に該当する事業所であって、特定事業所集中減算届出書が未提出の事業所にあつては、早急に各福祉相談センターに特定事業所集中減算届出書を提出してください。

また、平成27年9月1日以降、特定事業所集中減算に該当する事業所は、特定事業所集中減算届出書に体制等状況一覧表を添付する必要があります。

2 特定事業所加算について

介護保険最新情報 Vol.457 のQ&A 問184において、加算Ⅰ又は加算Ⅱを算定していた事業所が引き続き加算Ⅰ又はⅡを算定する場合であっても、体制等状況一覧表の提出が必要とされておりますが、愛知県の事業者講習会資料9ページのとおり、愛知県では、体制状況等一覧表及び加算届の提出は不要とします。

ただし、特定事業所加算の要件が変更されていることから、各事業所で要件を確認のうえ、別紙14-2を各事業所で保管してください。

なお、事業所の状況が変わらないが、算定要件の変更で、算定できる加算に変更があった場合は、速やかに加算届けを提出してください。

特定事業所加算(平成26年度までの要件→平成27年度からの要件)
(変更箇所のみ抜粋)

特定事業所加算Ⅰ

常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置→2名以上

中重度の利用者が占める割合が50パーセント以上→40パーセント以上
(新設)→介護支援専門員実務者研修で協力体制を確保している。

(平成28年度介護支援専門員実務研修儒教試験合格発表の日から適用)

特定事業所加算Ⅱ

常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置→3名以上

(新設)→介護支援専門員実務者研修で協力体制を確保している。

(平成28年度介護支援専門員実務研修儒教試験合格発表の日から適用)